

安全対策の充実強化等に関する提言・要望

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致問題への対応について

- (1) 北朝鮮による拉致被害者全員の安全確保及び即時帰国の実現と、拉致の疑いが濃厚な特定失踪者等の行方の解明を含めた拉致問題の真相究明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。
- (2) 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に基づき支給されている拉致被害者等給付金について、現在5年とされている支給期間を延長すること。
- (3) 拉致問題は犯罪行為であり、北朝鮮が拉致被害者に対し損害を賠償すべき問題であることから、被害者の損害賠償請求を実現するよう、適切な措置を講じること。

2. 薬物乱用対策について

「毒物及び劇物取締法」等の関係法令の改正により、少年のシンナー等の薬物乱用及び暴力団による密売等の違法な販売に関する取締体制を強化するとともに、薬物の危険性・有害性について住民への啓発を行うこと。

3. 店舗型異性紹介営業（出会い喫茶）の規制について

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正により、店舗型異性紹介営業（いわゆる「出会い喫茶」）を全国一律に規制すること。

4. 警察の体制強化等について

地域の良好な治安を維持するため、警察署の新設や警察官の増員等に係る財政措置を講じ、警察の体制強化を図るとともに、青少年の健全育成や犯罪の抑止等、防犯対策を強化すること。

5. 自転車防犯登録制度の改正について

自転車防犯登録制度をより実効あるものとして実施するため、法律改正等を含めた所要の措置を講じること。